厚生労働省 都道府県

後　援：警察庁　こども家庭庁　法務省　最高検察庁　財務省税関　文部科学省
海上保安庁　公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

覚醒剤や麻薬、大麻、危険ドラッグなどの薬物の乱用は、あなたの健康やあなたの周りの人々に計り知れない悪影響をもたらします。たとえ１回だけでも「乱用」です。絶対に使わないでください。

薬物の乱用は大切な脳を傷つけます。私たちの脳は、20歳頃まで成長するといわれています。特に、小学生、中学生、高校生の時期は、心身ともに急速に発達するときです。この時期に薬物を乱用すると、脳や身体の成長がストップし、感情のコントロールができず、意欲がなくなる、怒りっぽくなるなど、心身の発達が損なわれてしまいます。

そして、薬物依存になると、不安、被害妄想などの症状が現れ、幻覚や妄想によって、傷害事件や交通事故などを引き起こすこともあります。

また、薬物を入手するために、無理な借金をしたり、窃盗、詐欺、売春などの犯罪を犯すことも少なくありません。

薬物乱用の背景

薬物乱用者の多くは、ほんのちょっとした好奇心から安易に使い始め、抜け出せなくなります。この背景として、次のようなことがあります。

❶ 薬物が身体に与える危険性・有害性を十分に知らない。

❷ 薬物は精神依存性が強く、薬物依存になると自分の意志ではやめられなくなってしまう。

❸ 薬物の取引による利益を資金源としている暴力団や外国人密売組織などが言葉たくみに勧め、大量に供給している。

薬物乱用とは?

薬物乱用とは、ルールや法律から外れた目的や方法で使用することをいいます。覚醒剤や麻薬などは１回使用しただけでも乱用にあたります。

乱用される主な薬物

● 覚醒剤

幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病になりやすい。使用をやめても再燃（フラッシュバック）することがある。大量に摂取すると死に至る。

● 大麻（マリファナ）

知覚を変化させ、恐慌状態（いわゆるパニック）を引き起こすこともある。乱用を続けると、学習能力の低下、記憶障害、人格変化を起こす。

● コカイン

幻覚や妄想が現れる。大量に摂取すると全身痙攣を起こすほか、死に至る。

● MDMA

知覚を変化させ幻覚が現れることがある。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。

● LSD

強力な幻覚剤であり、極めて微量でも使用すると幻覚症状が表れ、気分が高揚し、不眠状態が続き、体温・心拍数の上昇、頻脈や散瞳等の症状が出てくる。その幻覚症状が原因で精神錯乱や異常興奮になる。

● 危険ドラッグ

麻薬などに類似した有害で危険な物質を含んでおり、呼吸困難や異常行動を起こしたり、死に至ることもあります。

● 向精神薬

睡眠薬、精神安定剤など医療用として用いられているが、乱用されると精神及び身体へ障害を与える。また、依存により、思考、感覚及び行動に異常をきたす。

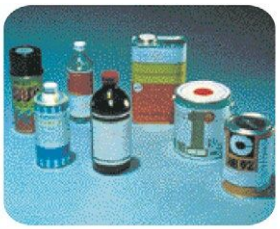

● 有機溶剤（シンナーなど）

情緒不安定、無気力となり、幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。

隠　語

薬物は、別の呼び名で呼ばれている場合があります。

- 覚醒剤……エス、氷、スピード、アイス、シャブ
- 大麻……ハッパ、グラス、チョコ、クサ、野菜
- MDMA（錠剤型合成麻薬）…エクスタシー、バツ（「X」、「罰」）、タマ（「弾」、「玉」）
- ヘロイン……ペー、チャイナホワイト、ジャンク
- コカイン……コーク、スノウ、クラック、チャーリー、チャリ、自転車
- シンナー……アンパン

なぜ、薬物乱用はいけないのか。

1. 身体にも心にも大きな悪影響がある

脳への影響

私たちの脳は、すごいスピードで情報を処理し、心と身体をコントロールする優れた仕組みを持っています。しかし、薬物を乱用すると脳の仕組みにダメージを与え、乱用が続けられるなかで様々な障害を引き起こします。

そして、一度ダメージを与えられた脳は、薬物を使う前の状態には戻らなくなってしまいます。特に成長期にある青少年の脳は成人に比べて影響を受けやすいため、注意が必要です。

主な脳への障害

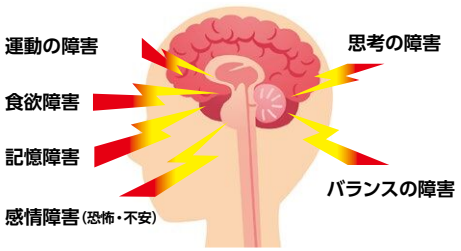

身体への影響

覚醒剤の場合

- 幻覚・妄想
- フラッシュバックを起こす
- 血圧が異常に高くなる
- 静脈に炎症を起こす
- 強い疲労感や倦怠感、脱力感におそわれる
- 依存性が高い

シンナーの場合

- 記憶力の低下、幻覚、妄想、認知障害
- 視力の低下・失明
- 歯がぼろぼろになる
- 肝臓の一部が死ぬ
- 生殖器の萎縮
- 手足のふるえ、しびれ、麻痺

成長期の青少年には、背が伸びない、筋肉がおとろえる、体重が減るなどの症状が現れ、脳や身体の発育をさまたげる大きな原因となります。

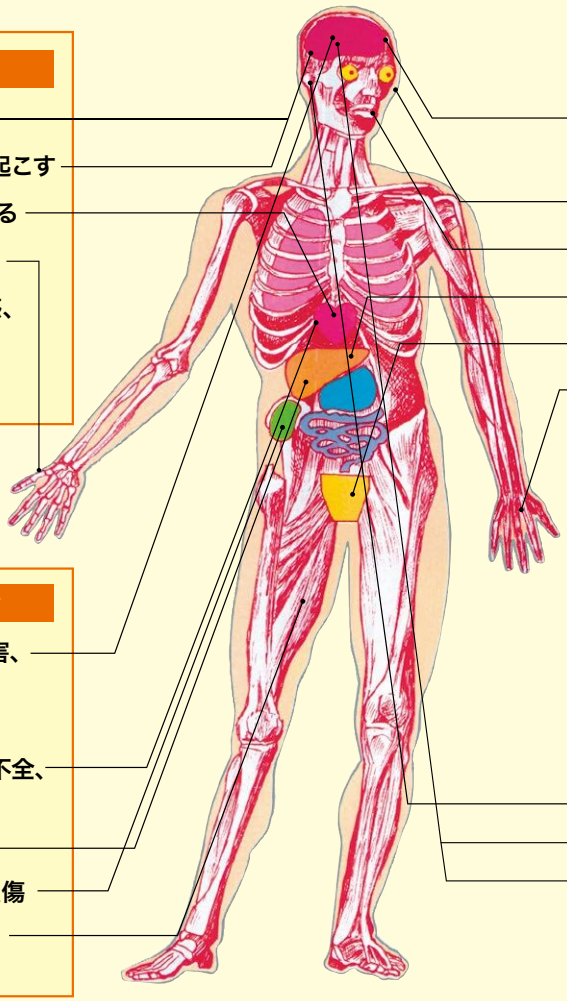

MDMAの場合

- 混乱、憂鬱、睡眠障害、脳卒中、けいれん、記憶障害になる
- 高血圧、心臓の機能不全、心臓発作
- 肝臓の機能不全
- 腎臓と心臓血管の損傷
- 悪性の高体温による筋肉の著しい障害

大麻（マリファナ）の場合

- 知覚（聴覚・触覚）の変容
- 短期記憶の障害
- 運動失調と判断力の障害
- 心臓血管系、自律神経系への悪影響

2. 自分の意志では止められなくなる

薬物乱用の最も恐ろしい特徴は、薬物の“依存性”と“耐性”

依存性　薬物を、繰り返し使わずにはいられなくなり、薬物をやめたくても自分の意志ではやめられなくなってしまう。

耐　性　使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効かなくなり、薬物の使用量が増える。

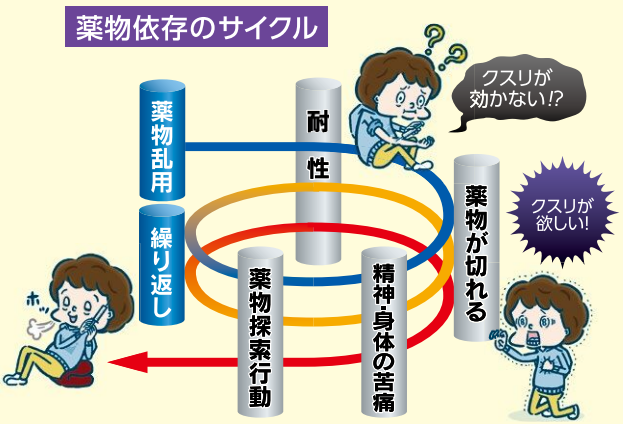

一回だけと思って始めた人も、薬物の“依存性”と“耐性”によって使用する量や回数がどんどん増えていき、悪循環に陥ります。もはやそうなると自分の意志だけでは止めることはできません。

3. 事件や事故の原因となる

- 薬物の乱用により、幻覚、妄想が現れ、傷害事件や交通事故につながる。
- 薬物を入手するための金欲しさに無理な借金や売春、恐喝事件、窃盗事件を起こすことも少なくない。

4. 友達や家族など大切な人を悲しませる

- 薬物におぼれ、何よりも薬物を優先するようになると、友達や家族を騙したり、暴言や暴力で傷つけてしまうこともある。

大麻とは？（大麻の乱用による影響）

大麻とはアサ科の一年草です。茎から丈夫な繊維が取れるので、昔から栽培・利用されてきました(注)。

一方で大麻の花や葉には「THC（テトラヒドロカンナビノール）」という脳に作用する成分が含まれており、大麻を乱用すると下図のような様々な影響があります。

インターネット等では「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が氾濫していますが、大麻の有害性は特に成長期にある若者の脳に対して影響が大きいことも判明しています。また、**大麻はうつ病や記憶の障害を引き起こすなど、メンタルヘルスにも悪影響を与えます**。間違った情報に流されず、正しい知識で判断しましょう！

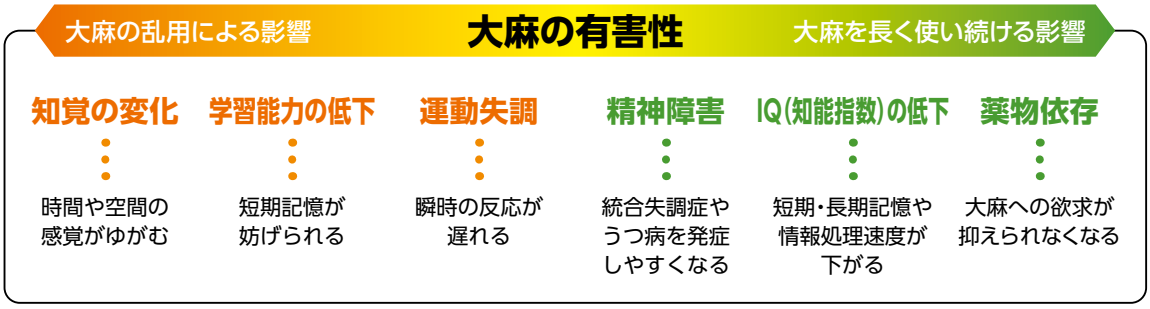

（注）麻には、亜麻（リネン）、苧麻（ラミー）、黄麻（ジュート）、洋麻（ケナフ）、マニラ麻、サイザル麻などたくさんの種類がありますが、これらは大麻とはまったく別の種類の植物です。このうち、衣料に広く使用されるのは亜麻、苧麻であり、麻袋などに使用されるのは黄麻、洋麻等です。

大麻草

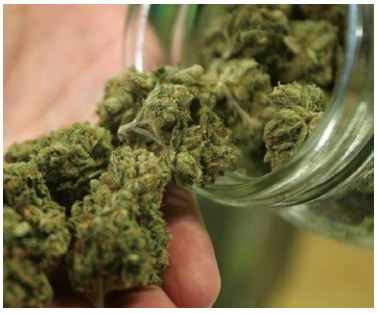

大麻バッズ

大麻（マリファナ）

近年、若者の検挙者が急増しているのが大麻です。

●令和４年には、5,546人が検挙され、そのうち約７割にあたる3,840人が青少年であり、青少年を中心に大麻の乱用の裾野が拡大しています。

●インターネット等において、「有害性がない」などの誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると推測されます。

●最近では、幻覚成分を濃縮させた「大麻ワックス」や、大麻を含んだ食品（クッキー、チョコレート）などの摘発も相次いでいます。

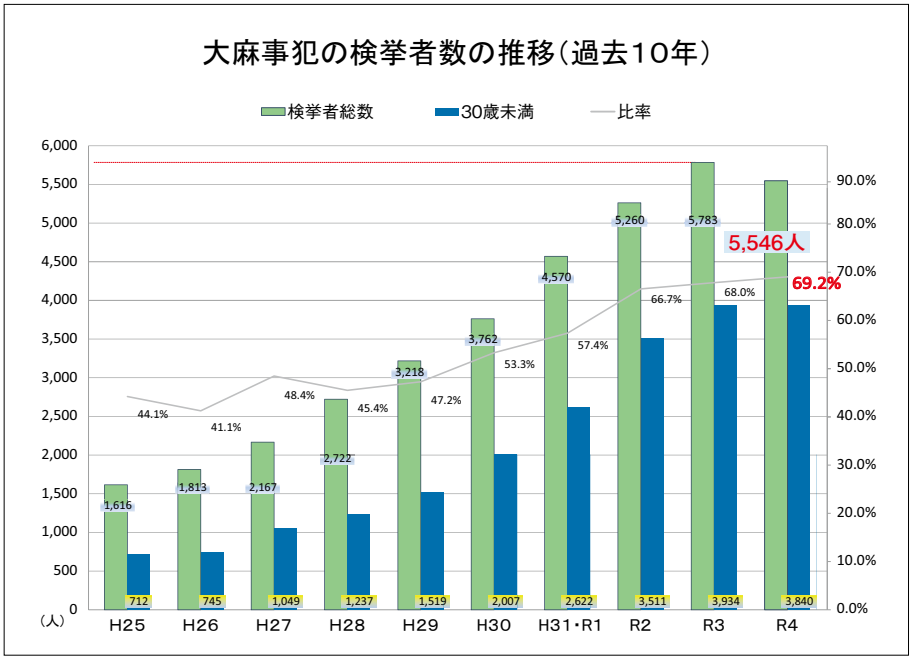

大麻の加工品や大麻を含んだ食品に気をつけて！

大麻から成分を抽出した「大麻リキッド」や「大麻ワックス」など新しいタイプの加工品の摘発も増加しています。また、海外でお土産として売られているチョコレートやクッキー、キャンディなどの中に大麻が含まれていることがあります。誤って口にして体調不良で救急搬送された事例も発生しているので十分に注意しましょう。

SNSでの薬物の誘いに注意！

近年、薬物が密売買される手段として危険が拡大しているのがSNSです。SNS上では大麻などを意味する隠語などを使って購入を促す内容が多く投稿されています。実際に未成年の学生がSNSを通して売人から大麻を購入した事件が複数報告されており、大きな問題となっています。

SNSを通して薬物の売人と関わることは、多くの危険を伴います。そのような投稿を見つけても誘いに乗らないようにしましょう。

大麻の他に多く乱用される薬物

覚醒剤

日本で最も多く乱用される薬物です。また、覚醒剤事犯は再犯率が6割以上と非常に高くなっています。精神異存が強い覚醒剤は最初の1回を使わないことが何よりも大切です。

MDMA

カラフルな色や様々な模様の刻印が特徴で、カプセル型のものもあります。
大量に摂取すると高体温になり、死に至ることもあります。

コカイン、LSD

コカインは、神経を興奮させる作用があり、幻覚などの症状や、大量に摂取すると死に至ることもあります。
LSDは、強力な幻覚剤で、微量でも幻覚症状が現れ、精神錯乱や異常興奮になることもあります。

危険ドラッグ

「ハーブ」「アロマリキッド」などのうたい文句で販売されている薬物であり、「指定薬物」として規制されているものもあります。麻薬や大麻に含まれる成分と類似したものも指定薬物として規制されており引き続き注意が必要です。

医薬品も間違った使い方は乱用です！

医師から処方された薬や市販薬を用法・用量を守らずに過量に摂取することは、健康被害を引き起こしたり、やめられなくなったりするおそれがあります。
また、処方された薬を他人に譲ることや、偽造品などのリスクが高い海外で販売されている医薬品を安易に個人輸入することは、避けましょう。

過量服薬は健康被害を引き起こすなど大変危険です！

あなたとあなたの大切な人を守るために。

誘われたらどうする？

薬物乱用の問題は、一部の人たちだけの問題ではありません。

覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの違法な薬物を経験した人は、全国で大麻が約 128 万人、危険ドラッグが約 43 万人、MDMA が約 27 万人、覚醒剤が約 24 万人いる可能性があります。

出典：令和3年度厚生労働科学研究「薬物使用に関する全国住民調査（2021 年）」より

誘いの言葉にだまされない

- 「1回だけなら大丈夫」「やせられるよ」「みんなやってるよ」などの甘い誘いは、全部ウソです。
- 問題がある薬物を勧めてくること自体に違和感を持ち、危険を察知する判断力を身につけることが大切です。

「はっきり、きっぱり」断る

- 誘われたとき、少しでも迷っている様子を見せてしまうと、また誘われてしまいます。誘われたときは、「きっぱり」強い態度で断ることが大切です。
- 断りにくいときは、その場から逃げましょう。逃げることも勇気です。

悩んだときは、まず相談！

覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用に関わる問題で困ったときは、一人で悩まずに相談してください。

相談窓口では、相談に関する秘密は絶対に守ります。安心して相談できますので、全国の保健所や精神保健福祉センターなどにお問い合わせください。

薬物乱用の問題の解決には、大人の力が必要です。早めに、信頼できる大人に相談しましょう。

※相談窓口一覧は、裏表紙に記載されています。

薬物に関する犯罪行為は法律で厳しく処罰されます

以下の行為を行うことや手伝っただけでも懲役刑や罰金を受けることになります。
また、営利を目的とする行為は、さらに厳しい罰則規定があります。

所持

覚醒剤、大麻、コカインや MDMA 等の麻薬、向精神薬*、あへん、指定薬物を持っていること。

* 譲渡目的の所持に限る。

使用・施用

覚醒剤、コカインや MDMA 等の麻薬、あへん、指定薬物を自己の身体に摂取したり、他人の身体に摂取させること。

譲渡・譲受

覚醒剤、大麻、コカインや MDMA 等の麻薬、向精神薬*、あへん、指定薬物を売ったり買ったり、無償であげたりもらったりすること。

* 譲渡に限る。

向精神薬の転売も犯罪です

向精神薬は、病院等で睡眠薬や精神安定剤などとして処方され、医療用として用いられています。
向精神薬をみだりに譲り渡すことは、法律で処罰の対象となります。
自分が処方された薬を、フリマサイトに出品するなどして転売してはいけません。

輸入・輸出

覚醒剤、大麻、コカインや MDMA 等の麻薬、向精神薬、あへん、指定薬物* を日本から持ち出したり、日本に持ち込んだりすること。

* 輸入に限る。

製造

覚醒剤、コカインや MDMA 等の麻薬、向精神薬、指定薬物を作ること。

栽培

大麻草、麻薬原料植物、けしを育てること。

その他の犯罪

デートレイプドラッグを使った犯罪が増えています！

睡眠薬などのクスリを飲み物や食べ物に混ぜて相手の意識を朦朧とさせ、抵抗できない相手に対し、性暴力を振るう事件が増えています。

向精神薬等を相手に飲ませ、相手が抵抗できない状態で性暴力を振るうことは刑法の処罰の対象となります。

1. 乱用者の告白事例

薬物乱用の日々を振り返って（20代　男性）

私は、これまでに覚醒剤、大麻、MDMA、LSDといった違法な薬物を使っていました。

私は、20歳の頃、職場の怖い先輩から、大麻を勧められました。それまで薬物とは無縁の生活を送っていたので、身近なところに薬物が存在していることに驚きました。私に大麻を勧めてきた先輩は、暴力を振るうような人でしたので、断る勇気も気力もなく、仕事で疲れていたこともあり、先輩に勧められるがままに大麻を使いました。最初は、先輩に勧められた時だけ大麻を使っていましたが、次第に大麻の効果を気に入り、自分で大麻の売人を探して買うようになりました。当時、５年付き合っていた彼女に大麻を使っていることがバレて別れることになりましたが、それでも私は、「自分には大麻があるからいいや」と思い、彼女と別れてからは、より一層大麻を使うようになりました。

頻繁に大麻を買うようになると、密売人と仲良くなり、次第に値段も高く、効果も強いMDMAやLSDを勧められるようになりました。この頃、大麻を使うことが生活の一部になっていたため、違法な薬物への抵抗もなくなり、新しい刺激を求めてMDMAやLSDも使うようになりました。大麻以外にもMDMAとLSDを使うようになってからは、友達と遊んだり、趣味や旅行に行く代わりに薬物を使うようになりました。そのうち、給料のほとんどを薬物に費やすようになり、衣食住よりも薬物を優先するようになりました。家賃などの支払いよりも薬物を優先したため、家を強制退去させられましたが、それでも薬物をやめられませんでした。

それどころか、より一層薬物を使うようになり、いつでも薬物が買えるように、薬物が蔓延している治安の悪い地域に住むようになりました。その地域では、これまでよりも安い金額で薬物を買えるようになり、薬物を使う頻度も量も増えていきました。私は、大麻、MDMA、LSDを使っていましたが、安く手に入るので、ほとんど毎日これらの薬物を使っており、その影響で心身共に弱ってきました。

そうしたところ、薬物の売人から「元気になるから」と言われ、覚醒剤を勧められました。覚醒剤を使ったことで一時的に体が元気になりましたが、覚醒剤の効果が切れると体がだるくなり、そのうち覚醒剤を使わないと何も行動できなくなり、家からも出られないようになりました。ほぼ毎日、覚醒剤を使い続けるようになり、その影響で貧血になったり、めまいが起こるようになりました。また、ご飯を食べられなくなり、深刻な栄養不足になったことで、歯がぽろぽろ取れたり、骨が弱くなり転んだだけで骨折するようになりました。次第に幻覚や幻聴も現れ、常に誰かに見張られていたり、誰かに悪口を言われているような感じになり、その焦りや恐怖心から、他人に暴力を振るうようになりました。そのため、トラブ

ルを起こしてしまい、とうとう逮捕されてしまいました。
私は、身柄を拘束され、何もない狭いコンクリートの部屋でこれまでのことを振り返った時、自分がいかに異常で、人として外れた生活を送っていたことに気が付きました。今は周囲の協力を得て薬物をやめられていますが、疲れた時や落ち込んだ時などに薬物のことが頭をよぎることがあります。ですが、私を信頼して協力してくれている人達のためにも今後一生薬物を使用しない人生を歩んでいきたいです。

あの日に戻れたら（20 代　男性）

「もし人生で一度だけタイムマシンが使えるならどうしますか？」と聞かれた場合、私の答えは一つしかありません。
私が初めて覚醒剤を使ったのは 18 歳のことでした。
地元の仲間と遊んでいたとき、その一人がポケットから覚醒剤と注射器を取り出しました。正直に言うと、本当は少し怖かったし、やばいんじゃないのかという気持ちもありました。もし自分以外の誰かが「おれはやらないよ。そういうのは違うだろ。」とかなんとか、それらしいことを言って断ったりしていれば、たぶん自分もそいつに同調していたんじゃないか、と思います。
でも、そうはならなかった。
仲間はみんな無邪気にはしゃいでいたし、自分に全く好奇心がなかったかと言えば嘘になる、そういう感じでした。
初めて自分の身体に覚醒剤が入ってきたときの、その瞬間は、今でも鮮明に覚えています。というより、忘れたくても忘れられません。
身体の中心から手足の指先に向かって電流が走り、全身の毛の一本一本が逆立ち、それでいて身体がふんわりと宙に浮いたような感覚と、「俺に出来ないことは何もない。」といった万能感が一気に自分を支配しました。
それから私が覚醒剤中毒になるまでは、あっというまでした。
最初のころは、覚醒剤を使うたびに、初めて使った時の衝撃と快感を常に追い求めていました。
それがいつからか、「快感が欲しい」から「使うと楽になる」に変わり、やがて「使わないとまともじゃいられない」になりました。
そうなると、何というか、単純に「気持ちよくなりたい」ではないんです。
心の奥底の深いところに、じっとりと棲みついて決して離れることのない、得体の知れない不安や痛みのようなものから解放されたいのです。
覚醒剤を使うことで、本当の自分に戻ることができるんです。
理解されないのは分かっています。
信じてもらえないかもしれませんが、覚醒剤を使う時はいつも「これを最後に覚醒剤はやめよう」と思うのです。
でも、やめられない。覚醒剤を使いたい、という気持ちが抑えられなくなり、心と身体の両方とも自分ではコントロールできなくなるのです。
１日、２日経つと、次はいつ売人に連絡しようか、何グラム注文しようか、と

いうことで頭がいっぱいになるんです。

25歳になったばかりのあの日、麻薬取締官から声をかけられた時、私はとても驚いた様子だった、と後から聞かされました。

ですが、本当はあの瞬間、私は心の底からほっとしていたんです。

ああ、やめられる。

この人達が手錠をかけて、自分をどこかに連れて行ってくれる、と。

今月で執行猶予期間が終わります。

逮捕で失ったものはとてつもなく大きかったですが、この３年間、なんとか仕事を見つけ、失った家族の信頼も何とか取り戻しつつあります。

あれから一度も覚醒剤は使っていません。使っていないのは家族と同居しているからだと思います。“監視されている”というよりか、“一人じゃない”と思わせてくれる環境にいることができているからだと思います。

それでも、本当にふとした瞬間に、覚醒剤を使っていた時の記憶がよみがえります。

そうなると「使いたい」という衝動に脳が一方的に支配されます。

今のところは、その見えない悪魔との闘いに、なんとか勝ててはいます。

ですが、残りの人生、勝ち続ける自信ははっきりいってありません。

いつかまた、あの抜け出せない日々に逆戻りしてしまうのでは、という不安をいつも抱えています。

もし、人生で一度だけタイムマシンが使えるのであれば、18歳だったあの日、あの場所に戻って、一緒にいた仲間の目なんか気にせずに、「そういうのは違うだろ」とかなんとか言って、殴ってでも、羽交い絞めにしてでも、越えてはいけない一線を越えてしまった愚かな自分を止めたいです。

初めて大麻を使用した動機（対象者911人：複数回答）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	全体
好奇心・興味本位	60.5%	59.0%	50.0%	50.0%	40.0%	59.6%
その場の雰囲気	21.5%	15.5%	11.5%	9.1%	0.0%	18.4%
クラブ・音楽イベント等の高揚感	3.8%	5.1%	1.9%	9.1%	0.0%	4.2%
パーティー感覚	2.3%	1.9%	1.9%	4.5%	0.0%	2.2%
ストレス発散・現実逃避	2.8%	10.7%	7.7%	18.2%	20.0%	6.2%
多幸感・陶酔効果を求めて	6.2%	5.6%	13.5%	4.5%	20.0%	6.2%
その他	2.9%	2.2%	13.5%	4.5%	20.0%	3.2%

出典：警察庁「令和４年における組織犯罪の情勢」より

2. 相談窓口の事例

○相談事例

【相談概要】

相談者から勤務先の先輩が大麻を乱用している旨の相談があったもの。

【相談内容】

私の職場の先輩は、仕事ができるうえに、話も非常に面白くて、私はプライベイトでもその先輩と親しく付き合っていました。

ある日、先輩と一緒に出張に行き、宿泊先ホテルの先輩の部屋で一緒にお酒を楽しんでいたところ、先輩がおもむろに電子タバコを吸いだしました。

先輩が吸うタバコの臭いは、私がこれまでに経験したことのない不思議な臭いで、私は何となくタバコを吸う先輩の姿を眺めていました。

すると先輩は、「興味ある？やってみる？」と言って、私にそのタバコを勧めてきて、さらにタバコが大麻のリキッドであることを教えてくれました。

私は大麻と聞いて、びっくりしました。これまで身近な人が薬物を使っているなんて、考えたこともありませんでした。

私は、薬物は体に悪いもの、危ないものと思っていたので、先輩に使うつもりがないことを、はっきりと伝えました。しかし、私はこの時、先輩に大麻をやめて欲しいとまでは、強く言えませんでした。

先輩は、この出来事があってから、私の目の前でも平気で大麻リキッドや乾燥大麻を使うようになり、「大麻に依存はない。日本の法律が間違っている。」等と言って、私にしつこく大麻を勧めてくるようになりました。

また、先輩が大麻を使って、非常にテンションが高くなっている様子を見るようになりました。

私は、薬物は危ないものと思っていますし、自分の人生を棒に振りたくないので、先輩の誘いを断っていますが、その度に先輩の機嫌が悪くなります。

私もお世話になっている親しい先輩の誘いなので、このまま断り切れるのかと不安な気持ちになっています。

自分自身どうすればよいか答えが浮かばず、麻薬取締部に相談しました。

親しい先輩であり、先輩が自分の意思で大麻をやめて欲しいと願っています。ですが、もし先輩がこのまま大麻をやめられないのであれば、麻薬取締部で捜査して頂きたいです。

【結果】

相談者から本相談受理後に、「先輩が変わらず私に大麻を勧めてくる。このままだと、私は断り切れないかもしれない。」との追加相談があったことから、相談者が大麻事犯に巻き込まれるのを防ぐため、同人の承諾を得て、対象者に対する内偵捜査をした結果、同人の大麻取締法違反被疑事件の容疑が濃厚となった。よって、対象者に対する強制捜査を実施し、同人住居から乾燥大麻のほか、吸煙器具を発見したことから、同人を大麻所持事実で現行犯逮捕した。

なぜ、薬物乱用に走るのか。甘い誘いに気を付けよう!

薬物乱用の甘い誘い

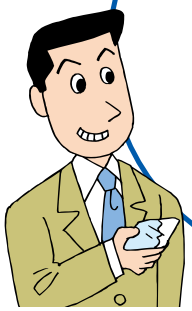

- 1回だけなら平気さ
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- やせられるよ
- イライラがとれてすっきりするよ
- 肌がきれいになるよ
- 「人生は経験だ」
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- ちょっとだけ、ためしてみない
- みんなやってるよ（やってないのはきみだけ）
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- とりあえず、預かってよ
- お金はこの次でいいよ

キッパリ・ハッキリ断る勇気を持とう。

薬物乱用を防止するために!!

- 薬物乱用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないこと。
- 誘われてもキッパリ・ハッキリ断る勇気を持つこと。
- 一人で悩まないで友人や家族に相談すること。

薬物乱用問題についてさらに詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。「薬物乱用防止に関する情報のページ」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html　QRコードで携帯電話でもご覧いただけます。▶▶▶

あやしいヤクブツ連絡ネット

指定薬物を含む危険ドラッグ等に関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、公表、注意喚起を行っています。また、コールセンターで相談対応を行い、一元的に危険性等の情報にアクセスできます。

薬物の乱用でお困りのことがあれば　https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp

コールセンター 03-5542-1865

●薬物乱用防止相談窓口機関一覧表

北海道厚生局麻薬取締部 ☎011-726-1000
東北厚生局麻薬取締部 ☎022-227-5700
関東信越厚生局麻薬取締部 ☎03-3512-8690
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室 ☎045-201-0770
東海北陸厚生局麻薬取締部 ☎052-961-7000
近畿厚生局麻薬取締部 ☎06-6949-3779
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室 ☎078-391-0487
中国四国厚生局麻薬取締部 ☎082-228-8974
四国厚生支局麻薬取締部 ☎087-823-8800
九州厚生局麻薬取締部 ☎092-431-0999
九州厚生局麻薬取締部小倉分室 ☎093-591-3561
九州厚生局沖縄麻薬取締支所 ☎098-854-0999
北海道医務薬務課 ☎011-204-5265
北海道立精神保健福祉センター ☎011-864-7121
札幌こころのセンター ☎011-622-0556
青森県医療薬務課 ☎017-734-9289
青森県立精神保健福祉センター ☎017-787-3951
岩手県健康国保課 ☎019-629-5467
岩手県精神保健福祉センター ☎019-629-9617
宮城県薬務課 ☎022-211-2653
宮城県精神保健福祉センター ☎0229-23-0021
仙台市精神保健福祉総合センター ☎022-265-2191
秋田県医務薬事課 ☎018-860-1407
秋田県子ども・女性・障害者相談センター ☎018-831-3946
山形県健康福祉企画課 ☎023-630-2333
山形県精神保健福祉センター ☎023-674-0139
福島県薬務課 ☎024-521-7233
福島県精神保健福祉センター ☎024-535-3556
茨城県薬務課 ☎029-301-3388
茨城県精神保健福祉センター ☎029-243-2870
栃木県薬務課 ☎028-623-3779
栃木県精神保健福祉センター ☎028-673-8785
群馬県薬務課 ☎027-226-2665
群馬県こころの健康センター ☎027-263-1156
埼玉県薬務課 ☎048-830-3633
埼玉県立精神保健福祉センター ☎048-723-3333
さいたま市こころの健康センター ☎048-762-8548
千葉県薬務課 ☎043-223-2620
千葉県精神保健福祉センター ☎043-263-3891
（令和5年10月に移転予定のため、詳しくは、県精神保健福祉センターのホームページをご確認ください。）
千葉市こころの健康センター ☎043-204-1582
東京都薬務課 ☎03-5320-4505
東京都立中部総合精神保健福祉センター ☎03-3302-7575
東京都立多摩総合精神保健福祉センター ☎042-376-1111
東京都立精神保健福祉センター ☎03-3844-2210
神奈川県薬務課 ☎045-210-4972
神奈川県精神保健福祉センター ☎045-821-8822
横浜市こころの健康相談センター ☎045-671-4455
川崎市精神保健福祉センター ☎044-200-3195
相模原市精神保健福祉センター ☎042-769-9818
新潟県感染症対策・薬務課 ☎025-280-5187
新潟県精神保健福祉センター ☎025-280-0111
新潟市こころの健康センター ☎025-232-5560
富山県薬事指導課 ☎076-444-3234
富山県心の健康センター ☎076-428-1511
石川県薬事衛生課 ☎076-225-1442
石川県こころの健康センター ☎076-238-5761
福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 ☎0776-20-0347
福井県総合福祉相談所 ☎0776-26-4400
山梨県衛生薬務課 ☎055-223-1491
山梨県立精神保健福祉センター ☎055-254-8644
長野県薬事管理課 ☎026-235-7159
長野県精神保健福祉センター ☎026-266-0280
岐阜県薬務水道課 ☎058-272-8285
岐阜県精神保健福祉センター ☎058-231-9724
静岡県薬事課 ☎054-221-2413
静岡県精神保健福祉センター ☎054-286-9245
静岡市こころの健康センター ☎054-262-3011
浜松市精神保健福祉センター ☎053-457-2709
愛知県医薬安全課 ☎052-954-6305
愛知県精神保健福祉センター ☎052-962-5377
名古屋市精神保健福祉センター ☎052-483-3022
三重県薬務課 ☎059-224-2330
三重県こころの健康センター ☎059-223-5241
滋賀県薬務策課 ☎077-528-3634
滋賀県立精神保健福祉センター ☎077-567-5010
京都府薬務課 ☎075-414-4790
京都府精神保健福祉総合センター ☎075-641-1810
京都市こころの健康増進センター ☎075-314-0355
大阪府薬務課 ☎06-6941-9078
大阪府こころの健康総合センター ☎06-6691-2811
大阪市こころの健康センター ☎06-6922-8520
堺市こころの健康センター ☎072-245-9192
兵庫県薬務課（県内全域） ☎078-362-3270
ひょうご・こうべ依存症対策センター（県内全域） ☎078-251-5515
兵庫県精神保健福祉センター（神戸市以外） ☎078-252-4980
神戸市精神保健福祉センター（神戸市） ☎078-371-1900
奈良県薬務課 ☎0742-27-8664
奈良県精神保健福祉センター ☎0744-47-2251
和歌山県薬務課 ☎073-441-2663
和歌山県精神保健福祉センター ☎073-435-5194
鳥取県医療・保険課 ☎0857-26-7203
鳥取県立精神保健福祉センター ☎0857-21-3031
島根県薬事衛生課 ☎0852-22-5259
島根県立心と体の相談センター ☎0852-21-2045
岡山県医薬安全課 ☎086-226-7341
岡山県精神保健福祉センター ☎086-201-0828
岡山市こころの健康センター ☎086-803-1273
広島県薬務課 ☎082-513-3221
広島県立総合精神保健福祉センター ☎082-884-1051
広島市精神保健福祉センター ☎082-245-7731
山口県薬務課 ☎083-933-3018
山口県精神保健福祉センター ☎083-902-2672
徳島県薬務課 ☎088-621-2233
徳島県精神保健福祉センター ☎088-602-8911
香川県薬務課 ☎087-832-3300
香川県精神保健福祉センター ☎087-804-5566
愛媛県薬務衛生課 ☎089-912-2393
愛媛県心と体の健康センター ☎089-911-3880
高知県薬務衛生課 ☎088-823-9682
高知県立精神保健福祉センター ☎088-821-4966
福岡県薬務課 ☎092-643-3287
福岡県精神保健福祉センター ☎092-582-7500
福岡市精神保健福祉センター ☎092-737-8829
北九州市立精神保健福祉センター ☎093-522-8729
佐賀県薬務課 ☎0952-25-7082
佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060
長崎県薬務行政室 ☎095-895-2469
長崎こども・女性・障害者支援センター ☎095-846-5115
熊本県薬務衛生課 ☎096-333-2242
熊本県精神保健福祉センター ☎096-386-1166
熊本市こころの健康センター ☎096-362-8100
大分県薬務室 ☎097-506-2650
大分県こころとからだの相談支援センター ☎097-541-5276
宮崎県薬務対策課 ☎0985-26-7060
宮崎県精神保健福祉センター ☎0985-27-5663
鹿児島県薬務課 ☎099-286-2804
鹿児島県精神保健福祉センター ☎099-218-4755
沖縄県衛生薬務課薬務班 ☎098-866-2055
沖縄県立総合精神保健福祉センター ☎098-888-1443
●全国各保健所
●各都道府県警察署

■パンフレットは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
また、大気中に悪影響を与える物質の発生を抑え、用紙のリサイクルにも適した大豆油インクを使用し、リサイクルに配慮して水溶性の糊で製本されています。
■リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可
パンフレットは、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Aランク］のみ用いて作製しています。